

浜松市天竜区看護師等修学資金貸与者審査基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市看護師等修学資金貸与条例(平成20年条例第37号。以下「条例」という。)第5条第2項に規定する、修学資金貸与申請に関する審査並びに貸与を受ける者(以下「修学資金貸与者」という。)の決定について必要な事項を定める。

(貸与の決定)

第2条 浜松市看護師等修学資金貸与申請については、看護師等修学資金貸与者選考委員会(以下「委員会」という。)を開催し、別表の浜松市天竜区看護師等修学資金貸与者審査基準(以下「審査基準」という。)を基に、資金貸与希望者の現況及び家族の経済的状況並びに資金貸与希望者が希望する旧地域自治区の看護師等の配備状況等から総合的に修学資金貸与者及び補欠者を決定する。ただし、本条例の貸与申請とあわせて浜松市国民健康保険佐久間病院看護師等修学資金貸与条例(以下「病院条例」という。)による貸与の申請をしている者については、病院条例による審査結果に代えることができる。

(選考委員会)

第3条 前条に規定する委員会は、次の委員で組織する。

(1) 副区長

(2) 佐久間病院事務長

(3) 健康づくり課長

(4) 健康づくり課長補佐

(5) 健康づくり課担当グループ長

3 委員会の会長は副区長とし、会長の職務代理者は健康づくり課長とする。

4 委員会は、会長が必要と認めた場合において随時開催できるものとする。

5 委員会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、健康づくり課に置く。

(秘密の保持)

第5条 委員会の委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(細目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

浜松市天竜区看護師等修学資金貸与者審査基準

(趣旨)浜松市看護師等修学資金貸与条例に基づいて修学資金貸与申請が提出された際、貸付対象者の審査基準を定めるもの。

(職種)将来に向けて地域医療の担い手確保の観点から、看護師、准看護師及び保健師のうち、看護師を第一順位とし、准看護師を第二順位とし、保健師を第三順位とする。

(地域)採用地域については、旧佐久間及び旧水窪地域自治区を第一順位とし、旧天竜・旧春野及び旧龍山地域自治区並びに独立行政法人国立病院機構天竜病院を第二順位とする。

(審査基準)下記の基準により合計点数が70点以上の者を上位者から修学資金貸与者に選定する。

【7項目 100点満点方式】

項目	点数	判断基準と配点
学業成績 (20/100)	ア	特に優秀な者 20
	イ	優秀な者 15
	ウ	中程度の者 10
職種 (15/100)	ア	看護師 15
	イ	准看護師 10
	ウ	保健師 7
希望地域 (15/100)	ア	佐久間・水窪地域自治区 15
	イ	天竜・春野・龍山地域自治区及び独立行政法人国立病院機構天竜病院 10
申請書等からの期待度 (20/100)	ア	かなり期待できる 20
	イ	ある程度期待できる 15
	ウ	あまり期待できない 10
出身世帯の所在地 (15/100)	ア	天竜区内 15
	イ	浜松市内 10
	ウ	静岡県内(浜松市内を除く。) 5
	エ	静岡県外 3
養成施設の在学年次 (10/100)	ア	新入生 10
	イ	在校生 5
他の奨学金制度等の貸与の有無 (5/100)	ア	無 5
	イ	有 0